

(公 印 省 略)  
兵福経営発第2号-1  
令和6年4月26日

会員法人 各位

全国社会福祉法人経営者協議会  
会長 磯 彰 格  
兵庫県社会福祉法人経営者協議会  
会長 谷 村 誠

## 第2次募集

### 令和6年能登半島地震 全国経営協支援活動「特別年会費」のお願いについて

令和6年能登半島地震では、多くの社会福祉法人・福祉施設にあっても甚大な物的被害を受けており、事業の継続や復旧・復興に向けて厳しい状況が続いています。

全国経営協では、平成23年の東日本大震災や平成28年の熊本地震などと同様に「災害により1法人もつぶさない」という強い意志をもって、各都道府県経営協ならびにブロック協議会との連携のもと、被災状況と支援ニーズを把握し、「経営協災害支援基本方針」を踏まえ、被災されたすべての方々と被災した社会福祉法人・福祉施設への支援活動を展開してまいります。また、全社協・社会福祉施設協議会連絡会を構成する種別協議会として全国の会員法人に義援金協力の呼びかけを実施しています。

このような状況のもと、令和6年能登半島地震への引き続きの支援活動及び社会福祉法人の全国組織として、全社協の災害福祉支援ネットワーク中央センター、また施設関係種別協議会等と連携して、被災法人に対し、応援職員の派遣等の人的支援や物資提供等の物的支援などを行うための資金に充てることを目的として、会員法人の皆さまに標記「特別年会費」を募るものとさせていただきます。

会員法人の皆さまにおかれましては、趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

#### 1. 特別年会費額（任意拠出）

1口1万円。何口でも結構です。

（事業規模等により、複数口をお寄せくださいますと大変幸いです。）

※「特別年会費」は義援金（支援金）とは異なり、所轄庁との事前協議等は不要です。

#### 2. 特別年会費の使途（例示）

（1）令和6年能登半島地震の復興・復旧支援活動への充当

- ・被災法人・施設に対する財政的支援

- ・経営協組織による被災地支援活動（過去には、被災法人に対する長期間（1年間）の職員応援派遣を継続し、その際に要する費用（仮設職員住宅の建設やアパート借上げ費用等を含む）に充当）
- ・被災法人の復旧、事業継続にかかる専門家（弁護士や公認会計士等）の関与にかかる費用 など

（2）自然災害に備えた全国経営協の体制強化等にかかる事業への充当

- ・種別組織間の協働や法人間連携の強化に向けた体制整備
- ・社会福祉法人における自然災害発災時におけるBCP（事業継続計画）の実効性を高めるための研究と普及
- ・会員法人における自然災害の備えを構築するための取り組み支援 など

（3）その他

- ・上記の他、とくに必要が認められる事業として協議員総会の議を経て行うもの

#### 3. 送金の方法

以下の銀行口座にお振込みくださいますようお願い申し上げます。

但馬銀行 上筒井支店 普通預金 No.0352712

兵庫県社会福祉法人経営者協議会 会長 谷村 誠

#### 4. 募集期間

令和6年7月31日（水）まで

#### 5. 事務局

本件についてのお問い合わせは、以下の事務局までお寄せください。

兵庫県社会福祉法人経営者協議会 事務局【担当：岸田・丸山】

〒651-0062

神戸市中央区坂口通2-1-1

兵庫県社会福祉協議会 福祉事業部内 TEL078-242-4635 FAX078-251-5678